

委託契約書（案）

委託業務の名称 ボイラー運転及び設備保全管理業務委託

委託業務の場所 福島県立テクノアカデミー郡山校内（郡山市上野山5番地）

委託料の金額 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

支払金額 令和2年12月～令和3年3月
月額 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

委託期間 令和2年12月1日～令和3年3月16日

契約保証金

上記委託業務について、「福島県」（以下「甲」という。）と「」
（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の履行）

第1条 乙は、甲の定めた別紙仕様書に基づきボイラー運転及び設備保全管理業務を誠実に履行するものとする。

（受託者の善管注意義務）

第2条 乙は、善良な管理者として注意をもって委託業務の遂行にあたらなければならない。

（誠実履行の原則）

第3条 乙が委託業務を履行するに際し、甲の指示に従うのはもちろん、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の実施）

第4条 甲は、乙に対し委託業務について、必要な事項を指示するものとする。

2 乙は、受託業務の実施中、甲の指示を必要とする場合はその都度、甲の指示を受けるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、業務終了の都度、作業内容を「ボイラー管理日誌」により甲に報告するものとする。

2 乙は、1か月ごとに定期検査を行い、「ボイラー定期自主検査表」により甲に報告するものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、翌月の10日までに前月分の委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（履行期限の延期及び遅延利息）

第7条 乙は、契約締結後に生じた事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責に帰することができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、契約金額に年2.6%の割合で計算した額とする。

なお、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(施設の供与)

第8条 甲は委託契約の遂行を円滑にするため、ボイラー運転業務に必要な施設等を無償で乙に使用させるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、委託業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき。

二 乙が契約解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 1 2 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 1 3 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 61 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（経費の負担区分）

第 1 4 条 設備の保守点検に要する費用は、乙の負担とする。

2 点検業務に要する電力の料金等設備の修理に必要な費用は、甲の負担とする。ただし、乙の過失により生じた修繕料については、乙の負担とする。

（責任区分）

第 1 5 条 乙又は乙の派遣した当該有資格者が甲の施設内でする業務上の行為は、すべて乙の責任とする。

（損害賠償）

第 1 6 条 乙は、点検作業の実施及びその結果の不完全により甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力等の乙の責に帰することのできない特別の事由による場合は、この限りでない。

（氏名の変更）

第 1 7 条 乙は、商号又は名称或いは代表者を変更したときは、ただちに登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義等が生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合は、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

(甲) 住所 郡山市上野山5番地
氏名 福島県
福島県立テクノアカデミー郡山
校長 五十嵐 明

(乙) 住所
氏名

ボイラー運転及び設備保全管理業務仕様書

1 ボイラー取扱作業主任者の派遣

ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく有資格者1名を常駐させること。

2 業務の場所

本館機械室及び学生寮ボイラー室

3 運転期間及び時間

(1) 運転期間

令和2年12月1日から令和3年3月16日

(別紙「令和2年度ボイラー運転予定日程表」のとおり)

(2) 運転時間

本館：(平日) 午前8時から午後4時まで

学生寮：(平日) 午後4時から午後10時まで

(休日) 午前8時から午後10時まで

4 業務内容

(1) ボイラーの運転調整

(2) 各装置(付属装置等を含む。)の機能点検調整

(3) 各部のガス、油、水等の漏れ点検調整

(4) ボイラー燃焼状況監視

(5) 燃料及び冷媒等の消耗状況調査

(6) ばい煙濃度の監視及び調整

(7) 空気及び換気設備の運転状況調査点検

(8) 換気装置適時運転

5 上記4により修繕が必要と認められるときは、その費用は別途修繕料として支払う。

令和2年度 ボイラー運転予定日程表(案)

テクノアカデミー郡山

R2.11.5

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	(平日)	(休日)
12月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	20	
学生寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	18	6
1月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
本館	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	19	19	
学生寮	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	21	14	7
2月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	18	
学生寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28	16	12
3月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	12	
学生寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	11	4
本館計																																69		
学生寮計																																59	59	
運転時間																																29	29	29

本館：(平日)午前8時から午後4時まで 8H × 69日 = 552時間 冬期休暇:12月25日(金)~1月8日(金)
 学生寮：(平日)午後4時から午後10時まで 6H × 59日 = 354時間 閉寮期間:12月25日(金)~1月10日(日)
 (休日)午前8時から午後10時まで 14H × 29日 = 406時間 休校日:2月12日(金)
 卒業式:3月16日(月) 1,312時間 休校日:2月22日(月)
 計 計

福島県立テクノアカデミー郡山 配置図

